

盛土等による災害の防止に関する調査

結果報告書

令和8年4月

総務省行政評価局

前 書 き

令和3年7月に静岡県熱海市で発生した土石流災害では、上流部の盛土が崩落したことにより、被害の甚大化につながったとされているが、それまで全国の盛土の状況を網羅的に調査した事例はなく、その実態は必ずしも明らかになっていなかった。このため、国は、令和3年8月に全国の都道府県に対し、「盛土による災害防止に向けた総点検」を実施するよう依頼を行い、全国約3.6万か所の盛土を目視等で点検した結果、必要な災害防止措置が確認できなかった盛土等の存在が明らかになり、都道府県に早期の対応を依頼しているものの、その後、現場の改善状況は必ずしも明らかになっていない。

また、国は、危険な盛土等について、これまで土地利用規制に関する各法律による規制が必ずしも十分でないエリアが存在していたこと等を踏まえ、宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）を抜本的に改正し、土地の用途にかかわらず、危険な盛土等を包括的に規制する宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「盛土規制法」という。）が国土交通省及び農林水産省の共管で制定され、令和5年5月に施行された。

盛土規制法に基づく規制を実効性のあるものとするためには、国及び地方公共団体において、必要な組織体制の構築や連携の強化等を図っていくことが求められる。特に、規制の実施主体である都道府県、指定都市及び中核市においては、盛土等に伴う災害の防止のため、土地利用規制の関係法令を担当する部局や、地域の実情に精通し、機動的な対応が可能である市町村等と連携した上で、危険な盛土等に対し、適切に対応することが求められている。

本調査は、以上の状況を踏まえ、盛土規制法の施行後における既存の盛土等に関する災害リスク情報の把握・共有状況や、危険な盛土等への対応状況、新規の盛土等に対する規制の運用状況等を調査し、規制の運用実態や課題等を明らかにすることにより、国による支援の在り方やその必要性を検討し、都道府県等における効率的かつ効果的な取組を後押しすることを通じて、住民の安心・安全に資するために実施したものである。

目 次

第1 調査の目的等	1
第2 調査結果	2
1 既存盛土等における安全対策の取組	2
(1) 盛土規制法に基づく基礎調査（既存盛土等調査）の実施状況	2
(2) 不法・危険盛土等への対応状況	32
2 盛土等工事に対する許可・届出への対応状況	53
(1) 許可工事への対応状況	53
(2) 届出工事への対応状況	61
資料編	65